

第3期亀岡市障害者基本計画 の分析・評価に係る報告書（案）

令和元年度版



令和元年 7月30日

亀 岡 市

— はじめに —

●第3期亀岡市障害者基本計画について

平成27年3月31日に策定し、平成27年度からスタートした第3期亀岡市障害者基本計画（以下「基本計画という。」）は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定される市町村における障害者基本計画であり、令和2年度までを計画期間としています。

障害者基本計画が示す内容は、障害者施策全般に係る考え方、方向性及び目標の概観を定め、市町村障害福祉計画等の下位実行計画や、その他の計画に対する指針となるためのものであり、当計画についても、本市の障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、方向性及び目標を定めたものとなっています。

この基本計画は、「亀岡市障害者基本計画」（平成10年度～平成16年度）、「新亀岡市障害者基本計画」（平成17年度～平成26年度）に引き続き策定した第3期目の計画となります。

計画冊子の構成は合冊で、61ページまでが基本計画であり、62ページ以降は下位実行計画に当たる「第4期亀岡市障害福祉計画」です。

なお、基本計画は前述のとおり、障害者施策全般に係る方向性及び目標の概観を定めるものであり、単独で具体施策を管理する計画ではありません（計画冊子3ページ参照）。

●報告書の作成について

計画冊子10ページ「8. 計画の推進体制」において、PDCAサイクルに沿った基本計画の達成状況の点検及び評価の実施及び、その進捗管理について亀岡市障害者施策推進協議会等に定期的に意見を聴きながら行う旨が明記されています。

この報告書は、上記の「計画の推進体制」に従い、基本計画に掲げる各施策・事業の実施に係る評価・検証を行い、その進捗状況について適正に管理（Check）することを目的に作成するものです。

●分析・評価対象の根拠・目的について

この報告書においては、基本計画内の施策である「亀岡市障害者基本計画及び障害福祉計画の広報及び分析・評価結果の公表」（計画冊子15ページ）に従い基本計画の部分の分析及び評価を行います。

なお、先に述べたように、基本計画という性質自体が成果や進捗等の分析及び評価管理には沿わない性質のものであることから、本報告書の内容は、基本

計画の概略的分析・評価としています。

また、この分析・評価の実施の目的は、この検証を通じて基本計画の推進状況（D o）を評価（C h e c k）し、随時の改善（A c t）及び次期計画の策定（P l a n）に生かすために行う（計画冊子10ページ参照）ものです。



— 目 次 —

— 内 容 — P1

基本方針1. ふれあいと交流による「顔のみえる」関係づくり ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～ P2

- (1)障害を理由とする差別の解消
- (2)学校・家庭・地域における福祉教育の推進
- (3)交流・ふれあいの場の充実
- (4)ボランティア活動などへの支援
- (5)地域で支える基盤づくり
- (6)権利擁護の推進

基本方針2. 地域生活を支える体制づくり ～生活支援、保健・医療～ P3

- (1)在宅福祉サービスの充実
- (2)居住支援の充実
- (3)経済的支援の充実
- (4)保健・医療の充実等

基本方針3. 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する 福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～ P5

- (1)療育・保育・教育における支援体制の充実
- (2)インクルーシブ教育システムの構築

基本方針4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～ P7

- (1)総合的な就労支援
- (2)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (3)文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本方針5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～ P9

- (1)福祉のまちづくりの推進
- (2)移動条件の整備
- (3)防災対策の推進
- (4)防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済

基本方針6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり ～相談体制・情報提供～ P11

- (1)相談体制の充実
- (2)情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上

基本方針7. 行政サービス等における配慮の推進 P13

- (1)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (2)選挙における配慮

— 内 容 —

この報告書は、計画書の「施策体系」（計画冊子11ページ）中の「基本方針」及び「施策の内容」の順序と同じ並びで記載しており、各々の「基本方針」ごとに「総括分析評価シート」が作成され、それに対応する「推進・評価シート」が作成されています。

「推進・評価シート」については、「基本方針」に対応する「施策の内容」の「各論」（計画冊子13ページ以降）で挙げる「基本的な施策」の「主な施策」と同順にそれぞれに対する「推進状況 (Do)（- 実績の内容 -）」及び「実績評価 (Check)（- 今後の方向性 -）」を示しています。

なお、「今後の方向性」については「新規・継続・廃止」の3表記を用いて簡潔に表示し、「新規説明・内容補足等」については、「新規」又は「廃止」の場合は、その理由や追加内容を記載し、「継続」の場合は、記載する補足事項がない限り記入していません。

また、「推進・評価シート」から読み取れる内容を総括する「総括分析評価シート」については、7つの「基本方針」（計画冊子7から9ページ）ごとに、「推進・評価シート」の【分析結果】（- 推進状況 (Do) - の総括）、【全体評価】（- 実績評価 (Check) - の総括）及び【今後】（- 改善 (Act) - 又は - 計画策定 (Plan) - に該当）を記載し、「今後」においては、追加する事業内容（実績内容）及び次期計画に追加する予定の内容を記載することとします（計画冊子10ページ）。

* 「推進・評価シート」中、「基本的な施策」欄が網掛けのものは、区分が「重点」であるもので、名称の最後尾に「★」が付されたものは「亀岡市障害福祉計画」において具体的な分析・評価が実施されるものです。



総括分析評価シート

基本方針1

ふれあいと交流による「顔の見える」関係づくり
～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

【分析結果】

従来からの取り組みがなされている部分については、継続的な取り組みができています。

新規部分は、京都府が普及を掲げる「ヘルプマーク」の周知や、言語としての手話の普及に向けた学習機会の創出等、障がい児者を社会全体で支える環境整備に関する項目が多くなっている。また、障がいそのものへの理解を促進するための啓発業務である「障害者週間」について、より効果的な啓発手法としてSNS等の新たな情報媒体を活用し、広く浸透させる取り組みもなされている。

【全体評価】

新たな環境変化への対応と、これまでの事業の深化を目指した全体的な事業取り組みが進められている。

分野が広く、全体的な取り組みを一度に同時に進めて行くことは、人員・財政上の制約で困難であるが、一定期間ごとにテーマ（力点）を定め、継続的に安定した事業推進を心掛け、全体の底上げを続けて行く必要がある。

【今後】

1（1）の4番目の施策にも掲げているが、当計画の評価を期間中に実施し、抽出された課題を次回の計画に生かす必要がある。

しかしながら、計画最終年度には次期計画を策定し始めているため、その1年前までには、検証及び分析を行う必要がある。

また、1（1）の6番目の施策「障害者週間」などの啓発活動については、冊子本文中にもあるように「人権週間」や「障害者雇用支援月間」等が行われており、「障害者週間」以外も含めた施策名表示として、「障害を理由とする差別を解消するための啓発活動」のような、より全体的な表現に改めるほうが、分かりやすくなるものと考え（変更イメージは下記のとおり）。

主 な 施 策			
施策名	障害を理由とする差別を解消するための啓発活動		
区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・産業観光部） 社会福祉協議会

総括分析評価シート

基本方針2

地域生活を支える体制づくり

～生活支援、保健・医療～

【分析結果】

障害福祉計画において実行される「基本的な施策」部分が多く、日常的な生活と密接に結び付く施策内容も多いため、関係する人の範囲が最も大きくなる施策である。

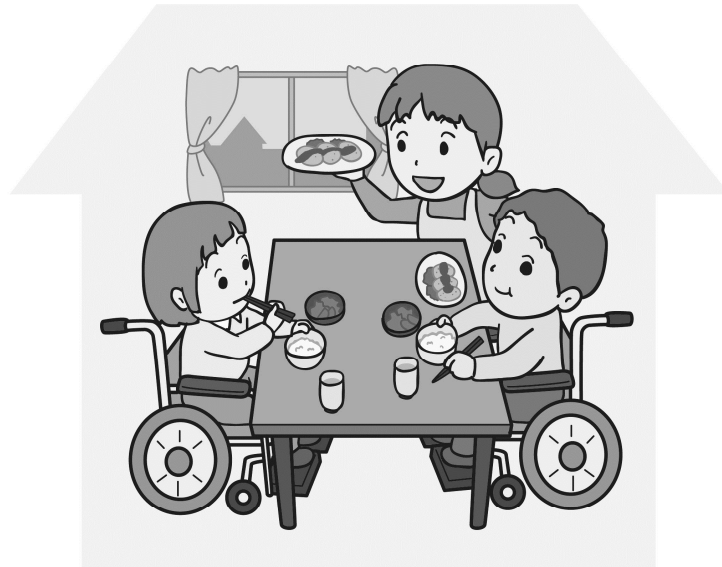
数値的な分析評価等については、障害福祉計画等で行われるため、それ以外施策の分析評価とする（以降の基本方針全て同じ）。

障害という特性は、単独ではなく高齢、子ども等といった他の要因も大きく、高齢者施策や子育て支援施策等と重複するため、いわゆる横の連携が強く求められる分野であり、これが個別の生活支援等の対応を難しくしている側面がある。

生活に密着し、保健・医療及び手当制度までも含めている広大な範囲の施策であるという面と先の事由で個別対応を要するケースも多いことから、人的・財政的な負担と制約は大きくなりがちで、市独自の施策を新たに行うことは容易ではなく、補助金対象の事業及び国や府が定める施策の比重が高くなっている。

新規部分は、新たに障害児に対する施策として手帳を所持しない軽・中等度難聴児に補聴器購入助成事業を開始している（平成27年度より実施）。





【全体評価】

安心して地域で生活するための支援のニーズの高まりや相談体制の充実が求められる中で、深く関わっているのが生活支援の分野である。

この報告書内では現れないが、生活支援へのケース対応や手当の受給者人数は増加の一途であり、それぞれへの対応に係る業務量は増大し続けている現状がある。

現在の方向としては、業務の質を維持しつつ、より深化することを目指しており、全体的な事業取り組みが続けられている。

この分野についても、全体的な取り組みを同時に深化させて行くことは、人員・財政の制約で難しいが、絶えず意識して取り組んで行く必要がある。

【今後】

2（1）の4番目の施策「地域生活支援拠点等の整備の推進」及び11番目「福祉人材の確保・定着」については、市だけで地域生活を支えることが困難になることが容易に予測できる中で、国や府だけでなく市全体で支え合う仕組みを創設するための土台作りの面もあるため、今後関係機関との協議、連携を深め、施策の推進を図る必要がある。

総括分析評価シート

基本方針3

障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実
～療育・保育・教育～

【分析結果】

基本方針2の同項でも述べたように、障がいの特性と高齢、子ども等といった要因の影響も大きいですが、この分野は、子どもと重なる分野である。

子どもの教育という側面から、教育委員会との連携は必然であり、そのため、この基本方針内には「推進主体」が教育委員会という施策も非常に多くなっている。

療育という分野が発展し広く認識され重視される中で、ハード面での対応はもとよりソフト面でも対応が充分とはいえない環境下にある。

施策の「推進主体」も、福祉部門と教育委員会が多く記載され、両者の連携が重要であることを示している。



【全体評価】

前計画後期の平成24年度には、この基本計画を先取りし「療育教室フレンズ」を設置し、平成27年度からは教育委員会との連携も実施している。

また、教育委員会を中心とした（2）インクルーシブ教育システムの構築が今基本計画から新たに盛り込まれており、先駆けて実施している実績内容を充実させるとともに、それを踏まえた新たな充実が望まれる。

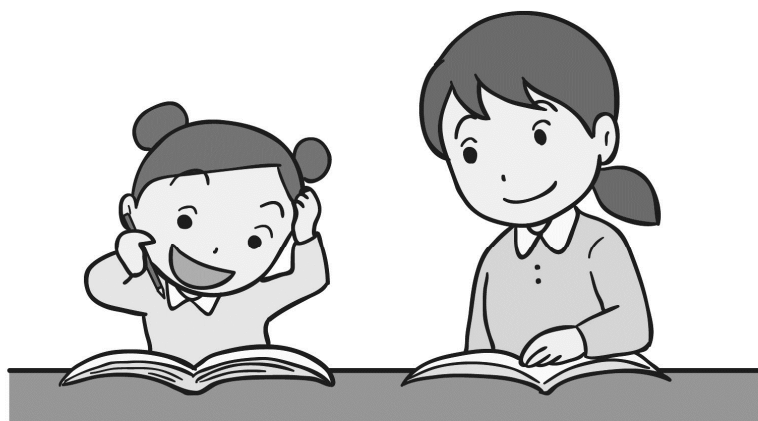
福祉部門と教育委員会の連携はこの分野における施策実施の要であることから、より深い情報の共有及び連携が欠かせない。

いずれの施策分野においても、子どもとその保護者が対象であり、療育の観点から発達・発育途上にある子どもとその療育環境としての家庭・保育・学校等の配慮を要し、限られた施策の中で関係機関の連携充実が必要であり、施策が進めにくい状況にある。

現在のところ、業務の量を維持しつつ、質の向上に取り組んでおり、全体的な事業取り組みが続けられている。

【今後】

上記の状況の克服と、各施策の深化、関与職員のより深い専門化等課題は多岐にわたり、より一層の基本施策の内容の充実する必要がある。



総括分析評価シート

基本方針4

生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～

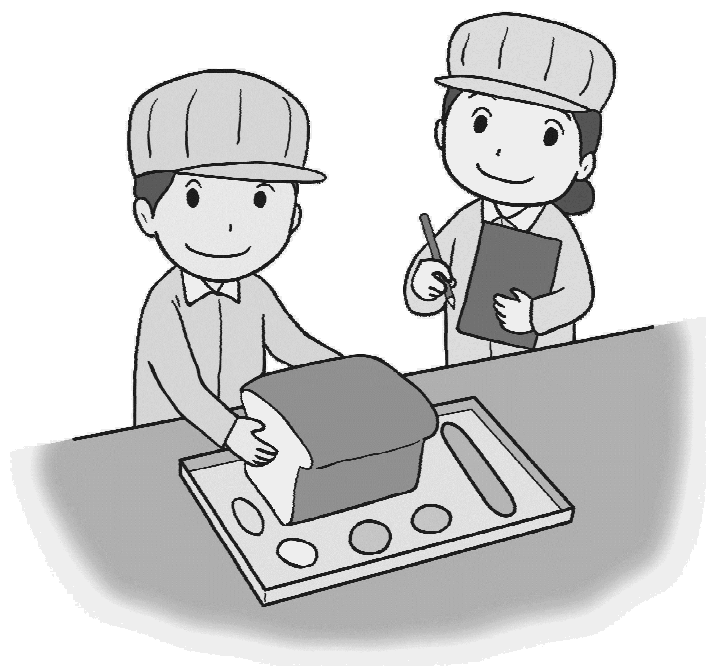
【分析結果】

従来からの取り組みがなされている部分については、継続的な取り組みができています。

内容は、就労及びレクリエーション活動に関わる部分であり、QOL（Quality of Life）と密接につながっており、この施策の充実は障害者のQOL向上に深い関係があるものと考えられる。

その一方で、就労先やレクリエーション活動の場や機会を、直接、市が設置又は実施するものではなく、直接の関与を行い難いことが、この施策の推進の難しさを示している。

そのため、実績内容が間接的な内容であることや、推進主体に外部の関連機関が多くなっているという状況がある。



【全体評価】

法定雇用率が段階的に引き上げられ、範囲の拡大も図られていく状況を踏まえた取り組みが必要であり、関係機関同士のより一層の連携及び啓発が必要である。

また、4（1）の1番目及び（2）の6番目の施策内において、市が直接行っている事業（市事業の就労支援施設への直接発注による就労機会づくり、障害者就労支援委託事業の推進）があるため、その事業を通じた就労支援及び機会づくりは今後の継続が強く望まれる。

【今後】

就労支援については、計画冊子の「現状・課題」（計画冊子38ページ）にある課題への対応を中心に対応を考える必要があるが、それぞれの推進主体機関が一部分を受け持つ形で全体を形成しており、円滑な施策の推進を困難なものにしている。

この状況で全体を良いサイクルで回転させていくには、4（1）の1番目の施策「関係機関同士の連携の強化」を進め、充実させる必要がある。

また、市が直接行っている事業（市事業の就労支援施設への直接発注による就労機会づくり、障害者就労支援委託事業）は、発注額の増加というような財政的に限界が見える施策充実ではなく、市以外からの受注の増加を促進するためのソフト面の強化というような施策の充実手法が必要になると考える。

なお、1（3）の2番目の施策「障害者生活文化展」については、障害のある人の文化活動を通しての成果等を発表及び紹介することにより、市民啓発の目的で行われる事業であり、個別事業名を施策として掲げるよりも、その個別事業の目的を施策として掲げることが適切であると考え「生活・文化活動等の情報発信機会の提供」のような表現に改めるほうが、より分かりやすくなるものとする。



総括分析評価シート

基本方針5

安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

【分析結果】

従来からの取組がなされている部分については、継続的な取り組みができて
いる。

内容は、バリアフリー・ユニバーサルデザインによる交通に関するハード面
の整備、防災及び防犯等のセーフティーに係る整備を骨子とした施策で、基本
方針4が「障害者が主体となって活動するもの」であったのに対し、基本方針
5は「環境や状況が障害者に影響を与えるもの」が主体となっている。

障害者が主体となりづらい環境を、自らの手で改善できる余地は広くなく、
障害者に配慮した施策の設定及び事業の推進が強く求められる部分である。

新規の取組みとしては、防災対策として聴覚障害者の安全・安心の向上に関
する取り組みを実施している。

【全体評価】

安心して地域で生活するためには、住環境、災害及び犯罪への対策は欠くこ
とのできない要素である。

現在の方向としては、業務の質を維持しつつ、より深化することを目指して
おり、全体的な事業取り組みが続けられている。

障害者は、その特性により、災害時における不利益を受けやすいため、新規
の施策「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する
協定」における取り組みを積極的に推進し、しくみだけでなく円滑に運用でき
る実用的なシステムとする必要がある。



【今後】

道路や住宅等、絶えず合理的な配慮やバリアフリー・ユニバーサルデザインを意識して建設するものについては、建設時点がそのハードの最新対応状況であると同時に最終対応となりがちである。しかしながら、以降のバリアフリー・ユニバーサルデザイン等の対応を可能な範囲で続けていく努力が必要である。

そのため、新たな設置だけでなく従来からのハードについても改修等を続けていく必要がある。

これについては、防災関係の施策も同様で、（実際に災害が発生しないと問題が表面化しにくいという部分も多いことは理解した上で）出来上がったしくみを絶えず定期的に更新し検証する必要がある。



総括分析評価シート

基本方針6

相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

【分析結果】

従来からの取り組みがなされている部分については、継続的な取り組みができています。具体的には、市内相談支援事業所間及び行政機関との相互の情報共有及び対応の質の向上と均質化を図るための技術情報の共有を進める取り組みのほか、手話通訳だけではなく、要約筆記等についても認知範囲を拡大するための事業が盛り込まれています。

また、デジタルサイネージや点字プリンター等、新たな機器等を活用し情報提供機会の充実を図っている。

【全体評価】

相談支援事業の充実の過程で参入事業所が増加し、事業所間や行政機関との情報共有が難しくなることも考えられるため、それに向けた取り組みが必要になるものと思われる。

その対応策として「情報共有・交換の場としての市内相談事業所の定例会」の開催等は、今後、重要性が増加するものとする。

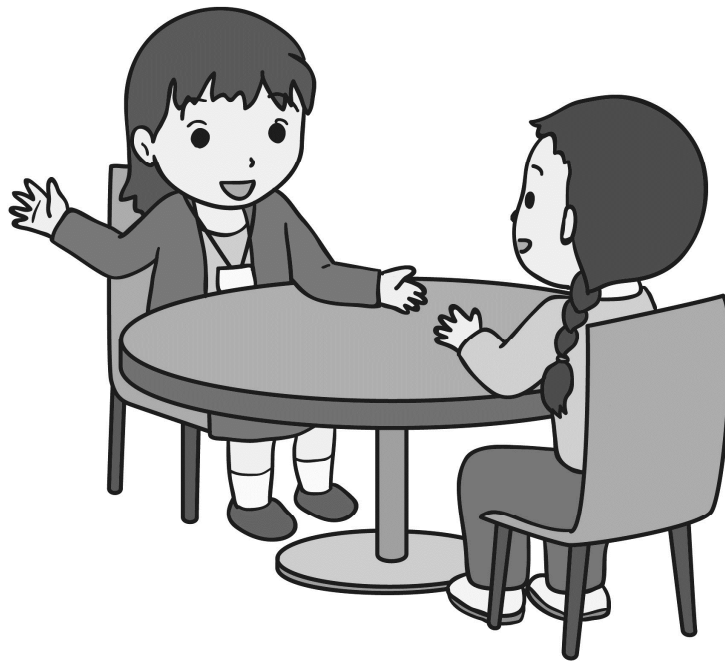


【今後】

「相談体制・情報提供の仕組みづくり」がテーマであり、様々な手法を用いて情報発信、提供を行っているが、複雑な制度を理解し、自身で利用可能な制度に関する情報を取捨選択することには限界もある。

その意味では、相談機会の充実が情報提供機会の充実に繋がるものと言うこともできる。

手帳交付時の制度案内は、手帳所持者が初めて行う「相談」であるという認識を持つと同時に、年々増加していく手帳所持者数に対して、これまでから継続している事業を、サービスの質を落とすことなく、より深化していく努力が求められる。



総括分析評価シート

基本方針7

行政サービス等における配慮の推進

～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

【分析結果】

今期の計画から盛り込まれている施策で、内容としては従来からの取組が計画に盛り込まれたものであり、その意味では継続的な取り組みができています。

新規部分は、職員の手話同好会活動を通しての手話によるコミュニケーション能力向上の取り組みがある。

また、選挙に限らず市議会傍聴時の手話通訳又は要約筆記者の配置や車椅子での傍聴配慮等を行っている。

【全体評価】

障害者差別解消法の施行により「負担とならない範囲の合理的な配慮」が求められるようになっている。

この中で、すべての行政サービスは、より一層の配慮の徹底を行う必要がある。

なお、計画に定められている内容としては、選挙に関わるもののみが挙げられているが、分析結果にあるとおり、市議会傍聴時の配慮もこの基本方針に含まれることが望ましいと考える。

【今後】

先の2点を踏まえ、7(2)「選挙における配慮」については、「事業実施における配慮」と変更し、1番目の「選挙における配慮」の次に2番目として「市議会傍聴における配慮」を追加し、施策の見出しを、より全体的な表現に改め、るほうが、より分かりやすくなるものとする。

変更・追加イメージは次のとおりである。

変更・追加イメージ

(2) 事業実施における配慮

今後の方向性

○障がいのある人がその権利を適正に行使することができるように、事業実施時における障がいのある人への配慮に努めます。

基本的な施策

主 な 施 策			
施策名	選挙における配慮		
区分	重点	推進主体	市（総務部）

【施策の内容】
(記載省略)

主 な 施 策			
施策名	市議会傍聴における配慮		
区分	重点	推進主体	市（議会事務局）

【施策の内容】

- 障がい特性に応じた市議会傍聴に関する配慮の提供に努めます。
- 車椅子で移動する人については、車椅子に乗った状態での傍聴ができるように配慮します。
- あらかじめ申し出ていただくことにより、手話通訳者や要約筆記者の配置を行います。



亀岡市